

平成 35 年
10月1日～

消費税の仕入税額控除の方式として 適格請求書等保存方式が導入されます

平成 30 年4月
国 税 庁

平成 35 年 10 月 1 日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの間の仕入税額控除の方式は、区分記載請求書等保存方式となります。区分記載請求書等保存方式の内容については、パンフレット「よくわかる消費税軽減税率制度（平成 29 年 7 月）」をご参照ください。

和暦	平成 31 年	…	2019 年
・西暦対照表	平成 33 年	…	2021 年
	平成 34 年	…	2022 年
	平成 35 年	…	2023 年
	平成 36 年	…	2024 年
	平成 37 年	…	2025 年
	平成 38 年	…	2026 年
	平成 41 年	…	2029 年

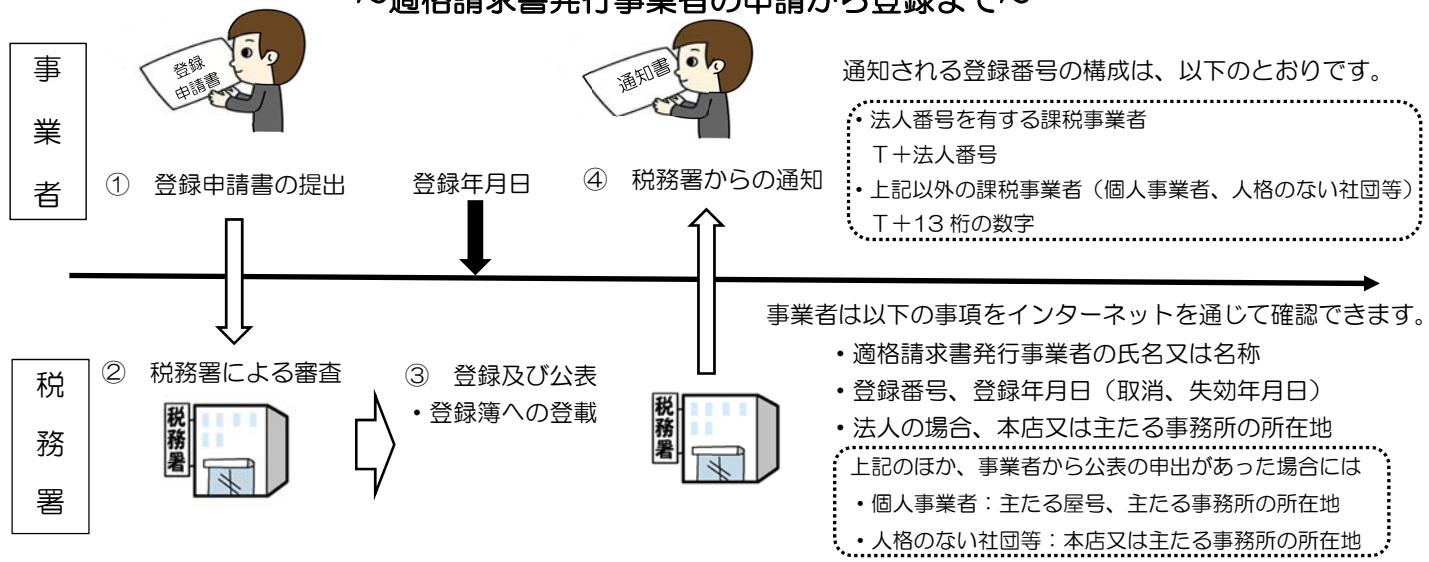
1 適格請求書とは

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

2 適格請求書発行事業者登録制度

- 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

～適格請求書発行事業者の申請から登録まで～



《登録申請のスケジュール》

登録申請書は、平成 33 年 10 月 1 日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される平成 35 年 10 月 1 日から登録を受けるためには、原則として、平成 35 年 3 月 31 日まで（ただし、困難な事情がある場合には、平成 35 年 9 月 30 日まで）に登録申請書を提出する必要があります。

平成 33 年 10 月 1 日

平成 35 年 3 月 31 日

平成 35 年 10 月 1 日

登録申請書
受付開始

登録申請書の提出を受けた後、審査に一定の時間を要しますので、早めの提出をお願いします。

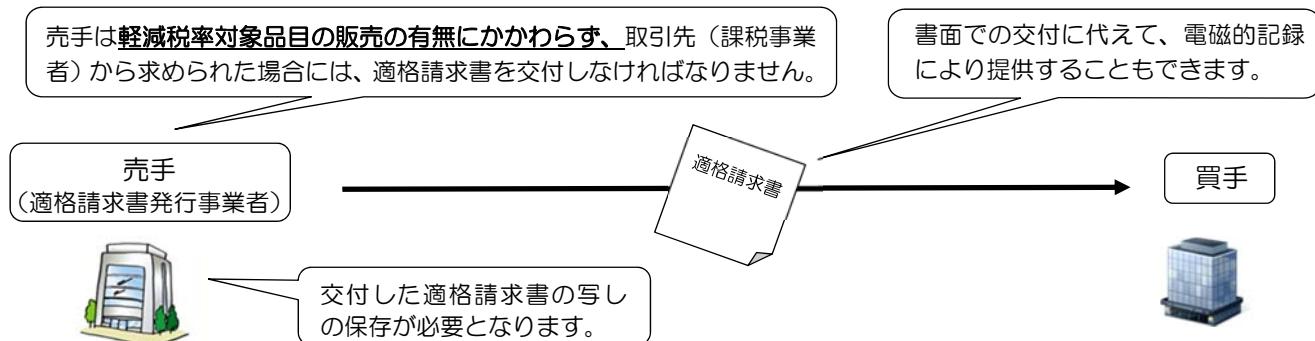
登録申請書の提出期限
(平成 35 年 10 月 1 日から登録を受ける場合)

適格請求書等
保存方式の導入

3 適格請求書発行事業者の義務等（売手側の留意点）

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます。

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等については、記載事項を簡易なものとした「適格簡易請求書」を交付することができます。



- (注) 1 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付しなければなりません。
2 適格請求書の交付に当たっては、以下の行為が禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。
(1) 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付すること。
(2) 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付すること。

(1) 適格請求書の記載事項

適格請求書発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である場合はその旨）
- ④ 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(注) 適格簡易請求書の記載事項は上記①から⑤となり（ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足ります。）、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

(株)○○御中	⑥ 請求書
②	××年11月分
11/1	牛肉 ※ 5,400円
11/2	小麦粉 ※ 2,160円
:	：
11/30	ビール 6,600円
※ 軽減税率対象	③ 合計 87,200円 うち消費税 7,200円
(10%対象 40,000円) (8%対象 40,000円)	④ 消費税 4,000円 ⑤ 消費税 3,200円
① 登録番号 T1234567890123	△△(株)

(2) 適格請求書の交付義務免除

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

(3) 適格請求書の交付方法の特例

媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

《適格請求書の交付方法の特例の具体例：委託販売》

委託者は受託者に対し、適格請求書発行事業者である旨の通知をする必要があります。

適格請求書の「写し」を委託者に交付する必要があります。

受託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を交付できます。



※ 委託者及び受託者の双方において適格請求書の写しを保存する必要があります（委託者に対して交付する適格請求書の写しについては、一定の場合、受託者の作成した精算書でも差し支えないものとされます。）。

4 仕入税額控除の要件（買手側の留意点）

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合（下記(3)参照）を除き一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

(1) 帳簿の記載事項

保存が必要となる帳簿の記載事項は、以下のとおりです。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 対価の額

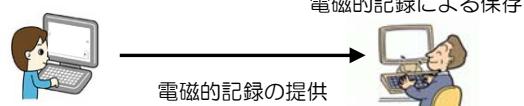
《帳簿の記載例》

総勘定元帳（仕入） ③				※は軽減対象
XX年 ②月 日	①	摘要 ③	税区分	借方（円）
11 30	△△食品㈱	食料品※	8%	86.400
11 30	○○商事㈱	文房具	10% ④	44.000

(2) 請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類（前記3(2)②③の取引）
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録



電磁的記録による保存

(3) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される前記3(2)①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を購入する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品（棚卸資産に限ります。）を購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

（注）現行、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の下では、これらの規定は廃止されます。

《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなります。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期 間	割 合
平成 35 年 10 月 1 日から平成 38 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 80%
平成 38 年 10 月 1 日から平成 41 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 50%

5 税額計算の方法

平成 35 年 10 月 1 日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、次の①又は②を選択することができます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

ただし、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。なお、売上税額について積上げ計算を選択できるのは、適格請求書発行事業者のみになります。

《売上税額》

【積上げ計算】

適格請求書に記載した消費税額等の合計額に 78/100 を掛けて消費税額を算出する方法です。（適格請求書発行事業者のみ可）

売上税額と仕入税額の計算方法

仕入税額は
「積上げ計算」
のみ適用可

【割戻し計算】（原則）

税率の異なるごとに区分して合計した課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は 6.24/100）を掛けて計算する方法です。

《仕入税額》

【積上げ計算】（原則）

適格請求書に記載された消費税額等の合計額に 78/100 を掛けて消費税額を算出する方法です。

【割戻し計算】

税率の異なるごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は 6.24/108）を掛けて計算する方法です。

6 免税事業者の登録手続

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、平成 35 年 10 月 1 日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

（1）登録日が平成 35 年 10 月 1 日の属する課税期間の場合（経過措置の適用を受ける場合）

（例）12 月決算の法人で、平成 35 年 10 月 1 日から適格請求書発行事業者となる場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

また、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。

平成 34 年 12 月期	平成 35 年 12 月期	平成 36 年 12 月期
	登録申請書提出日 (平成 35 年 2 月 1 日) ↓	登録日 (平成 35 年 10 月 1 日) 登録日以降は課税事業者 となりますので、消費税の 申告が必要になります。
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

（2）登録日が平成 35 年 10 月 1 日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合

（例）12 月決算の法人で、課税事業者となった課税期間の初日である平成 36 年 1 月 1 日から登録を受ける場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して 1 月前の日までに登録申請書の提出が必要となります。

平成 34 年 12 月期	平成 35 年 12 月期	平成 36 年 12 月期
	登録申請書の提出期限 (平成 35 年 11 月 30 日) ↓	登録日 (平成 36 年 1 月 1 日)
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)



《軽減税率制度（適格請求書等保存方式を含む）に関するお問合せ先》

- 軽減税率制度に関してさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の軽減税率制度に関する特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
- 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）で受け付けています。
専用ダイヤル 0570-030-456 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）